

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年3月1日現在
～2026年2月28日	2026年3月1日～	

<p>目次 別記 6 特定加入者回線に係る端末設備の提供</p> <p>料金表 第3表 附帯サービスに関する料金 第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料</p> <p>第4章 契約 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (特定加入者回線の移転)</p> <p>第51条 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ-5からカテゴリ-7又はカテゴリ-9に係るものに限ります。)は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記 4 I Pアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等 (1) 当社は、第6種契約者(次のアからウまでに掲げる者に限ります。以下4において同じとします。)から請求があったときは、その第6種契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその第6種契約に係るI Pアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)にその第6種契約に係るドメイン名(JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下4において同じとします。)の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにその第6種契約に係るJPNICデータベース(I Pアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。)の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。 ア 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ-1(タイプ6及びプラン1に係るものを除きます。)に係る者</p>	<p>目次 別記 6 削除</p> <p>料金表 第3表 附帯サービスに関する料金 第6 削除</p> <p>第4章 契約 第4節 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約 (特定加入者回線の移転)</p> <p>第51条 第6種契約者(料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ-7又はカテゴリ-9に係るものに限ります。)は、特定加入者回線の移転の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記 4 I Pアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等 (1) 当社は、第6種契約者(次のアからウまでに掲げる者に限ります。以下4において同じとします。)から請求があったときは、その第6種契約者に代わって、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその第6種契約に係るI Pアドレスの割当て若しくは返却、株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます。)にその第6種契約に係るドメイン名(JPRSによって割り当てられるものに限ります。以下4において同じとします。)の割当て、変更、移転若しくは廃止又はJPNIC若しくはJPRSにその第6種契約に係るJPNICデータベース(I Pアドレス又はドメイン名の利用にあたりJPNIC又はJPRSに登録される情報をいいます。)の登録、変更若しくは更新の申請手続き等を行います。 ア 料金表第1表(料金)に規定するカテゴリ-1(タイプ6及びプラン1に係るものを除きます。)に係る者</p>
--	---

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年3月1日現在
～2026年2月28日	2026年3月1日～	

<p>イ <u>料金表第1表に規定するカテゴリ5 (プラン1に係るものを除きます。)に係る者</u></p> <p>ウ <u>料金表第1表に規定するカテゴリ7からカテゴリ9 (いずれもプラン2及びプラン3に係るものに限ります。)に係る者</u> (2)～(6) (略)</p> <p>6 <u>特定加入者回線に係る端末設備の提供</u></p> <p>(1) <u>当社は、I P通信網契約者 (2)に定める者に限ります。以下6において同じとします。) から請求があったときは、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る端末設備を提供します。この場合、I P通信網契約者は料金表第3表 (附帯サービスに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>(2) <u>特定加入者回線に係る端末設備の提供の請求を行うことができるI P通信網契約者は、料金表第3表に規定する端末設備の種別ごとに、次表のとおりとします。</u></p> <table border="1" data-bbox="268 782 1086 1157"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>I P通信網契約者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>配線設備多重装置 (特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)に係るもの</u></td> <td><u>第6種契約者 (カテゴリ5又はカテゴリ6に係る者であって、タイプ4のコースM (同一の契約者グループにおける光アクセス回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの (以下「光配線方式」といいます。))を除きます。)に係る者</u> <u>に限ります。)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、端末設備の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、I P通信網契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。</u></p> <p>(4) <u>端末設備を設置するために必要な場所は、I P通信網契約者から提供していただきます。</u></p> <p>(5) <u>端末設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただきます。</u></p> <p>(6) <u>I P通信網契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。</u></p>	種 別	I P通信網契約者	<u>配線設備多重装置 (特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)に係るもの</u>	<u>第6種契約者 (カテゴリ5又はカテゴリ6に係る者であって、タイプ4のコースM (同一の契約者グループにおける光アクセス回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの (以下「光配線方式」といいます。))を除きます。)に係る者</u> <u>に限ります。)</u>	<p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ <u>料金表第1表に規定するカテゴリ7からカテゴリ9 (いずれもプラン2及びプラン3に係るものに限ります。)に係る者</u> (2)～(6) (略)</p> <p>6 <u>削除</u></p>
種 別	I P通信網契約者				
<u>配線設備多重装置 (特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)に係るもの</u>	<u>第6種契約者 (カテゴリ5又はカテゴリ6に係る者であって、タイプ4のコースM (同一の契約者グループにおける光アクセス回線の終端を1回線ごとに異なる場所とすることが可能なもの (以下「光配線方式」といいます。))を除きます。)に係る者</u> <u>に限ります。)</u>				

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年3月1日現在
～2026年2月28日	2026年3月1日～	

- (7) I P 通信網契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) I P 通信網契約者は、(7)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- (9) I P 通信網契約者は、当社が設置した端末設備について、端末設備の廃止、I P 通信網契約の解除、オープンコンピュータ通信網サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その端末設備を使用する権利を失ったときは、端末設備を I P 通信網契約者の費用負担により原状に復した上で、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により I P 通信網サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (10) I P 通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還が遅延したとき(当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。)は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (11) I P 通信網契約者は、(9)の規定による端末設備の返還に関し、当社がその端末設備をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (12) 当社は、(9)の規定による端末設備の返還に際して、I P 通信網契約者がその端末設備以外の物品等を同梱した場合、その物品等の所有者がその所有権を放棄したものとみなし、その物品等を任意に処分できるものとします。

料金表

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容	
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区 別	内 容
	カテゴリー -1	・その契約に係る特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるもの

料金表

第1表 料金 (附带サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

4 第6種契約に係るもの

4-1 適用

区 分	内 容	
(1) 区別に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり区別を定めます。	
	区 別	内 容
	カテゴリー -1	・その契約に係る特定の I P アドレスを使用して通信を行うことができるもの

I P 通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2026年3月1日現在
～2026年2月28日	2026年3月1日～	

	<ul style="list-style-type: none"> 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの ・カテゴリ-5以外のもの 		<ul style="list-style-type: none"> 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの
カテゴリ-2	(略)		(略)
カテゴリ-3	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの カテゴリ-2 又はカテゴリ-6 以外のもの 		<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの カテゴリ-2 以外のもの
カテゴリ-5	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る特定のIPアドレスを使用して通信を行うことができるもの 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの 特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）とともに提供するもの 		
カテゴリ-6	<ul style="list-style-type: none"> その契約に係る不特定のIPアドレスを使用して通信を行うもの 光アクセス回線を使用した通信においては、PPPoE方式による通信を行うことができるもの 特定加入者回線（光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）とともに提供するもの 		
カテゴリ-7	(略)		(略)

I P 通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2026年3月1日現在
~2026年2月28日	2026年3月1日~	

	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">カテゴリ -8</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ -9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	カテゴリ -8	(略)	カテゴリ -9	(略)	備考 (略)			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">カテゴリ -8</td> <td style="width: 85%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ -9</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 (略)</td> </tr> </table>	カテゴリ -8	(略)	カテゴリ -9	(略)	備考 (略)																																							
カテゴリ -8	(略)																																																				
カテゴリ -9	(略)																																																				
備考 (略)																																																					
カテゴリ -8	(略)																																																				
カテゴリ -9	(略)																																																				
備考 (略)																																																					
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1~2 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 別</td> <td style="text-align: center;">提供するアクセス回線による区別</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-5</td> <td>タイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-6</td> <td>タイプ4</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-9</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 4 (略)	(略)		備考		1~2 (略)		3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。		区 別	提供するアクセス回線による区別	カテゴリ-1	(略)	カテゴリ-2	(略)	カテゴリ-3	(略)	カテゴリ-5	タイプ4	カテゴリ-6	タイプ4	カテゴリ-7	(略)	カテゴリ-8	(略)	カテゴリ-9	(略)	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア 通信の態様による細目 (ア) アクセス回線による区別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1~2 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 別</td> <td style="text-align: center;">提供するアクセス回線による区別</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-2</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-7</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-8</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カテゴリ-9</td> <td>(略)</td> </tr> </table> 4 (略)	(略)		備考		1~2 (略)		3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。		区 別	提供するアクセス回線による区別	カテゴリ-1	(略)	カテゴリ-2	(略)	カテゴリ-3	(略)			カテゴリ-7	(略)	カテゴリ-8	(略)	カテゴリ-9	(略)
(略)																																																					
備考																																																					
1~2 (略)																																																					
3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。																																																					
区 別	提供するアクセス回線による区別																																																				
カテゴリ-1	(略)																																																				
カテゴリ-2	(略)																																																				
カテゴリ-3	(略)																																																				
カテゴリ-5	タイプ4																																																				
カテゴリ-6	タイプ4																																																				
カテゴリ-7	(略)																																																				
カテゴリ-8	(略)																																																				
カテゴリ-9	(略)																																																				
(略)																																																					
備考																																																					
1~2 (略)																																																					
3 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線による区別は、次表のとおりとします。																																																					
区 別	提供するアクセス回線による区別																																																				
カテゴリ-1	(略)																																																				
カテゴリ-2	(略)																																																				
カテゴリ-3	(略)																																																				
カテゴリ-7	(略)																																																				
カテゴリ-8	(略)																																																				
カテゴリ-9	(略)																																																				

I P通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))

【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

- 5 カテゴリー1のタイプ4 又はカテゴリー5については、光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のI Pアドレスを使用して通信を行うことができます。
- 6 (略)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A (略)

B タイプ4に係るもの

(略)

備考

- 1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別
カテゴリー1	(略)
カテゴリー2	(略)
カテゴリー3	(略)
<u>カテゴリー5</u>	<u>コースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10及びコースGF(別記14のEM030に係るものを除きます。)</u>
<u>カテゴリー6</u>	<u>コースF、コースM、コースP1及びコースGF(別記14のEM030に係るものを除きます。)</u>
カテゴリー7	(略)
カテゴリー8	(略)
カテゴリー9	(略)

- 5 カテゴリー1のタイプ4については、光アクセス回線を使用する場合に限りその契約に係る特定のI Pアドレスを使用して通信を行うことができます。
- 6 (略)

(イ) アクセス回線の細目等による区別

A (略)

B タイプ4に係るもの

(略)

備考

- 1 第6種オープンコンピュータ通信網サービスに係る区別ごとに提供するアクセス回線の細目等による区別は、次表のとおりとします。

区 別	提供するアクセス回線の細目等による区別
カテゴリー1	(略)
カテゴリー2	(略)
カテゴリー3	(略)

カテゴリー7	(略)
カテゴリー8	(略)
カテゴリー9	(略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

- 2 [カテゴリ5から](#)カテゴリ7又はカテゴリ9については、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。
- 3 [カテゴリ5又はカテゴリ6のコースMに係る光アクセス回線には、次のとおり契約者グループの態様による区別があります。](#)

区 別	内 容
クラス1	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン1のもの
クラス2	共通編別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-2に係るプラン2のもの

[備考](#) その契約者グループに属する特定加入者回線が1となった場合であって、そのことを当社が第6種契約者に通知した日の翌日から起算して3か月経過したときの利用料金は、当社がその通知に定める加算額を適用します。

- 4 [カテゴリ5及びカテゴリ6のコースF、コースM又はコースBには、次のとおり区別があります。](#)

区 別	内 容
メニューB	メニューN以外のもの

- 2 カテゴリ7又はカテゴリ9については、当社はコースに規定する光アクセス回線を特定加入者回線として提供します。

- 3 [削除](#)

- 4 [削除](#)

～2026年2月28日

2026年3月1日～

[メニューN](#)
 別記14のEK040、EK050、EK060、EK070、EK080、EK090、EM010、EM020、EM030、WK020、WK040、WK060、WK070、WM020、WM040又はWM050に係る光アクセス回線を利用するもの(ただし、NTT東日本株式会社に係るものであって、同社が同社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更(契約者からの請求によるものを除きます。)を行ったものについては、メニューBとします。)

5 [カテゴリ5又はカテゴリ6のコースGF](#)には、次のとおり区別があります。

区 別	内 容
コースGF S	光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置するもの
コースGF L	光アクセス回線の終端に無線LAN対応の機器を設置しないもの

6～7 (略)

8 第6種契約者は、[カテゴリ8](#)(コースXに限り)と[カテゴリ5](#)、[カテゴリ6](#)、[カテゴリ7](#)又は[カテゴリ9](#)との間の相互の変更を請求することはできません。

C～E (略)

5 [削除](#)

6～7 (略)

8 第6種契約者は、[カテゴリ8](#)(コースXに限り)と[カテゴリ7](#)又は[カテゴリ9](#)との間の相互の変更を請求することはできません。

C～E (略)

～2026年2月28日

2026年3月1日～

(ウ) (略)

(エ) I P アドレス数による区別

IPv4に係る I P アドレス

(略)

備考 I P アドレス数による区別は、[カテゴリ 1](#)、[カテゴリ 5](#) 又は [カテゴリ 7](#) から [カテゴリ 9](#) ([カテゴリ 7](#) から [カテゴリ 9](#) は I P アドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ 4 のもの限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

(略)

(オ) 通信プロトコルによる区別

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 IPv6 (PPPoE) タイプは、次に掲げる第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。
 - (1) [カテゴリ 1](#) から [カテゴリ 6](#) までのものであって、タイプ 4 のもの (光アクセス回線において、IPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるものに限ります。)
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(カ) (略)

(ウ) (略)

(エ) I P アドレス数による区別

IPv4に係る I P アドレス

(略)

備考 I P アドレス数による区別は、[カテゴリ 1](#) 又は [カテゴリ 7](#) から [カテゴリ 9](#) ([カテゴリ 7](#) から [カテゴリ 9](#) は I P アドレスによる区別が固定タイプのものに限ります。) であって、アクセス回線による区別がタイプ 4 のもの限り適用します。この場合、アクセス回線による区別及びアクセス回線の細目等による区別ごとに提供するプランは、次表のとおりとします。

(略)

(オ) 通信プロトコルによる区別

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 IPv6 (PPPoE) タイプは、次に掲げる第 6 種オープンコンピュータ通信網サービスに限り提供します。
 - (1) [カテゴリ 1](#) から [カテゴリ 4](#) までのものであって、タイプ 4 のもの (光アクセス回線において、IPv6 (PPPoE) 方式による通信を行うことができるものに限ります。)
 - (2) (略)
- 3～5 (略)

(カ) (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2026年3月1日現在
~2026年2月28日	2026年3月1日~	

	<p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 保守の態様による細目は、カテゴリ-5、カテゴリ-6、カテゴリ-7又はカテゴリ-9の特定加入者回線に限り適用します。</td></tr> <tr><td>2~3 (略)</td></tr> </table> <p>ウ (略)</p>	(略)	備考	1 保守の態様による細目は、 カテゴリ-5 、 カテゴリ-6 、 カテゴリ-7 又は カテゴリ-9 の特定加入者回線に限り適用します。	2~3 (略)
(略)					
備考					
1 保守の態様による細目は、 カテゴリ-5 、 カテゴリ-6 、 カテゴリ-7 又は カテゴリ-9 の特定加入者回線に限り適用します。					
2~3 (略)					
(3)~(12) (略)	(略)				

- 4-2 料金額
- 4-2-1 定額利用料
- (1)~(3) (略)
- (4) [カテゴリ-5のもの](#)
- ア [削除](#)
- イ [タイプ4のもの](#)
- (ア) [削除](#)
- (イ) [コースFのもの](#)
- A [NTT東日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	13,900円 (15,290円)
プラン2のもの	22,900円 (25,190円)

	<p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 保守の態様による細目は、カテゴリ-7又はカテゴリ-9の特定加入者回線に限り適用します。</td></tr> <tr><td>2~3 (略)</td></tr> </table> <p>ウ (略)</p>	(略)	備考	1 保守の態様による細目は、 カテゴリ-7 又は カテゴリ-9 の特定加入者回線に限り適用します。	2~3 (略)
(略)					
備考					
1 保守の態様による細目は、 カテゴリ-7 又は カテゴリ-9 の特定加入者回線に限り適用します。					
2~3 (略)					
(3)~(12) (略)	(略)				

- 4-2 料金額
- 4-2-1 定額利用料
- (1)~(3) (略)
- (4) [削除](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

プラン3のもの	38,800円 (42,680円)
-------------------------	----------------------

B [NTT西日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	14,100円 (15,510円)
プラン2のもの	23,100円 (25,410円)
プラン3のもの	39,000円 (42,900円)

(ウ) [コースMのもの](#)

A [NTT東日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの 9,700円 (10,670円)
	プラン2のもの 18,700円 (20,570円)
クラス2のもの	プラン1のもの 9,300円 (10,230円)
	プラン2のもの 18,300円 (20,130円)

B [NTT西日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
クラス1のもの	プラン1のもの 9,900円 (10,890円)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

	プラン2のもの	18,900円 (20,790円)
クラス2のもの	プラン1のもの	9,400円 (10,340円)
	プラン2のもの	18,400円 (20,240円)

(エ) [コースBのもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	115,000円 (126,500円)
プラン2のもの	147,000円 (161,700円)
プラン3のもの	167,000円 (183,700円)
プラン4のもの	200,000円 (220,000円)
プラン5のもの	230,000円 (253,000円)

(オ) [コースP1のもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
プラン1のもの	40,000円 (44,000円)
プラン2のもの	49,000円 (53,900円)
プラン3のもの	66,000円 (72,600円)

(カ) [コースP10のもの](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス
(第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>116,100円</u> <u>(127,710円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>148,100円</u> <u>(162,910円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>168,100円</u> <u>(184,910円)</u>
<u>プラン4のもの</u>	<u>201,100円</u> <u>(221,210円)</u>
<u>プラン5のもの</u>	<u>231,100円</u> <u>(254,210円)</u>

(キ) コースGFのもの

A コースGFSのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>15,500円</u> <u>(17,050円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>24,500円</u> <u>(26,950円)</u>
<u>プラン3のもの</u>	<u>40,400円</u> <u>(44,440円)</u>

B コースGFLのもの

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>プラン1のもの</u>	<u>15,200円</u> <u>(16,720円)</u>
<u>プラン2のもの</u>	<u>24,200円</u> <u>(26,620円)</u>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

プラン3のもの	40,100円 (44,110円)
-------------------------	----------------------

(5) [カテゴリ6のもの](#)

[ア 削除](#)

[イ タイプ4のもの](#)

[\(ア\) NTT東日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
コースFのもの		8,730円 (9,603円)
コースMのもの	クラス1のもの	7,380円 (8,118円)
	クラス2のもの	6,980円 (7,678円)
コースP1のもの		27,300円 (30,030円)
コースGFのもの	コースGF Sのもの	10,330円 (11,363円)
	コースGF Lのもの	10,030円 (11,033円)

[\(イ\) NTT西日本株式会社に係るもの](#)

1 契約ごとに月額

区 分		料 金 額
コースFのもの		8,930円 (9,823円)
コースMのもの	クラス1のもの	7,580円 (8,338円)
	クラス2のもの	7,080円 (7,788円)

(5) [削除](#)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

(6)～(9) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-6、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

(略)

備考

(6)～(9) (略)

4-2-2 電子メールの利用の場合の定額利用料の加算額

(1) パターンA

1 契約ごとに月額

(略)

備考

1 当社は、パターンAを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP1、コースP10又はコースGFであって、プラン1に限ります。)、カテゴリ-2、カテゴリ-3 (タイプ6及びタイプ7を除きます。)、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的タイプ又は動的ライトタイプに限ります。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) 又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン1、動的(ex)タイプ又は動的タイプに限ります。) に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

(2) パターンB

1 契約ごとに月額

(略)

備考

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP 1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)、カテゴリ-5 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP 1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン2に限りまます。)
又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

4-2-3 (略)

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額
保守メニュー2のものに係る加算額

- (1) カテゴリ-5又はカテゴリ-6のもの
ア NTT東日本株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分			料金額	
<u>タイプ4に係るもの</u>	<u>コースF又はコースBに係るもの</u>		<u>2,500円</u> <u>(2,750円)</u>	
	<u>コースMに係るもの</u>	<u>メニューBに係るもの</u>	<u>クラス1のもの</u>	<u>1,600円</u> <u>(1,760円)</u>
			<u>クラス2のもの</u>	<u>1,350円</u> <u>(1,485円)</u>
	<u>メニューNに係るもの</u>		<u>2,000円</u> <u>(2,200円)</u>	
	<u>コースGFに係るもの</u>		<u>3,000円</u> <u>(3,300円)</u>	

1 当社は、パターンBを適用する電子メールを、カテゴリ-1 (タイプ4のコースF、コースM、コースB、コースP 1、コースP10又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)、カテゴリ-7 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)、カテゴリ-8 (タイプ4のコースU又はコースXであって、プラン2に限りまます。)
又はカテゴリ-9 (タイプ4のコースF、コースM又はコースGFであって、プラン2に限りまます。)に係る第6種契約者に限り提供します。

2～8 (略)

4-2-3 (略)

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額
保守メニュー2のものに係る加算額

- (1) 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

備考 当社は、この表に定めるタイプ4のコースMに係る加算額の適用にあたり、光アクセス回線 (NTT東日本株式会社がNTT東日本株式会社の契約約款及び料金表の規定によりI型からII型への細目の変更 (契約者からの請求によるものを除きます。)) を行った場合、変更後のII-1型のものに限り、メニューNに係るものについては、4-1 (適用) の表の(2)欄の規定にかかわらず、メニューNに係るものの料金を適用します。

イ NTT西日本株式会社に係るもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分			料金額
タイプ4に係るもの	コースF又はコースBに係るもの		2,500円 (2,750円)
	コースMに係るもの	メニューBに係るもの	2,000円 (2,200円)
		下記以外のもの 保守グループを設定して提供するもの	1,000円 (1,100円)
	メニューNに係るもの		2,000円 (2,200円)

(2) (略)

4-2-5 付加機能利用料

【DNS機能】

(略)	
備考	1 この機能は、カテゴリ-1 (タイプ6及びプラン1を除きます。)、 <u>カテゴリ-5 (プラン1を除きます。)</u> 又はカテゴリ-7からカテゴリ-9 (いずれもプラン2又はプラン3に限り、) に係る第6種契約者に限り提供します。
	2 (略)

(2) (略)

4-2-5 付加機能利用料

【DNS機能】

(略)	
備考	1 この機能は、カテゴリ-1 (タイプ6及びプラン1を除きます。) <u>又はカテゴリ-7からカテゴリ-9 (いずれもプラン2又はプラン3に限り、) に係る第6種契約者に限り提供します。</u>
	2 (略)

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

3 (略)

第2 使用料

1 (略)

2 第6種契約に係るもの

2-1 適用

区 分	内 容
<u>(1) 回線終端装置使用料の適用</u>	<u>回線終端装置使用料は、1の特定加入者回線（光アクセス回線（コースM（光配線方式のものを除きます。）、コースP1、コースP10、コースGF及び光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。）に係るものに限ります。）ごとに適用します。</u>
<u>(2) 屋内配線使用料の適用</u>	<u>屋内配線使用料は、特定加入者回線（光アクセス回線（カテゴリー5又はカテゴリー6のコースF又はコースBに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）ごとに適用します。</u>

2-2 料金額

2-2-1 回線終端装置使用料

2-2-1-1 コースM以外のもの

1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
<u>基本料</u>	<u>900円</u> <u>(990円)</u>
<u>保守メニュー2に係る加算料</u>	<u>500円</u> <u>(550円)</u>

2-2-1-2 コースM（光配線方式）のもの

1 装置ごとに月額

3 (略)

第2 使用料

1 (略)

2 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

料 金 種 別		料 金 額
基本料	NTT東日本株式会社に係るもの	350円 (385円)
	NTT西日本株式会社に係るもの	600円 (660円)

2-2-2 屋内配線使用料

単 位	料 金 額
1の特定加入者回線ごとに月額	200円 (220円)

第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	(略)						
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" data-bbox="495 1058 1043 1509"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ネットワーク工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ アクセス回線工事費</td> <td>(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ5、カテゴリ6、カテゴリ7若しくはカテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア ネットワーク工事費	(略)	イ アクセス回線工事費	(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスの カテゴリ5 、 カテゴリ6 、 カテゴリ7 若しくは カテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま
区 分	ネットワーク工事費等の適用						
ア ネットワーク工事費	(略)						
イ アクセス回線工事費	(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスの カテゴリ5 、 カテゴリ6 、 カテゴリ7 若しくは カテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま						

第3 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附帯サービスの工事費を除きます。))

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	(略)						
(2) ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費の適用	ネットワーク工事費及びアクセス回線工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1" data-bbox="1382 1058 1930 1509"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ネットワーク工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ネットワーク工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ アクセス回線工事費</td> <td>(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスのカテゴリ7若しくはカテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ネットワーク工事費等の適用	ア ネットワーク工事費	(略)	イ アクセス回線工事費	(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスの カテゴリ7 若しくは カテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま
区 分	ネットワーク工事費等の適用						
ア ネットワーク工事費	(略)						
イ アクセス回線工事費	(ア) (略) (イ) I P通信網契約者は、午後5時から午前8時までの時間帯に特定光加入者回線 (第6種オープンコンピュータ通信網サービスの カテゴリ7 若しくは カテゴリ9 (いずれもタイプ4に限りま						

I P通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2026年3月1日現在
~2026年2月28日	2026年3月1日~	

	<p>す。)又は第7種オープンコンピュータ通信網サービスのコースF若しくはコースMに係る加入者回線をいいます。以下同じとします。)に係る工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる特定光加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ウ 削除</td> <td>削除</td> </tr> </table>	ウ 削除	削除		<p>ユータ通信網サービスのコースF若しくはコースMに係る加入者回線をいいます。以下同じとします。)に係る工事を行ってほしい旨の申出を行う場合は、(10)欄に規定する訪問時刻指定工事の希望の有無にかかわらず、対象となる特定光加入者回線に係る工事に加えて、訪問時刻指定工事の申込みを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ウ 削除</td> <td>削除</td> </tr> </table>	ウ 削除	削除								
ウ 削除	削除														
ウ 削除	削除														
(3)~(7) (略)	(略)	(3)~(7) (略)	(略)												
(8) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス(特定光加入者回線を使用するものに限ります。)について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>現地調査報告兼お客様工事依頼報告</td> <td> <p><u>I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td> <p><u>現地調査報告兼お客様工事依頼報告については、光コラボレーションモデルに関する契約に係るものには提供しません。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ~カ (略)</p>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	(略)	現地調査報告兼お客様工事依頼報告	<p><u>I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></p>	備考	<p><u>現地調査報告兼お客様工事依頼報告については、光コラボレーションモデルに関する契約に係るものには提供しません。</u></p>	(8) 現地調査報告工事費の適用	<p>当社は、第6種オープンコンピュータ通信網サービス(特定光加入者回線を使用するものに限ります。)について、次のとおり現地調査報告工事費を適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真付き現地調査報告</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ~カ (略)</p>	区 分	内 容	写真付き現地調査報告	(略)
区 分	内 容														
写真付き現地調査報告	(略)														
現地調査報告兼お客様工事依頼報告	<p><u>I P通信網契約者から、現地調査報告工事費を支払うことを条件として、当社が特定光加入者回線の設置場所において行う調査について、現地調査報告書兼お客様工事依頼書による調査報告を行ってほしい旨の申出があった場合に、当社がその報告を行うことをいいます。</u></p>														
備考	<p><u>現地調査報告兼お客様工事依頼報告については、光コラボレーションモデルに関する契約に係るものには提供しません。</u></p>														
区 分	内 容														
写真付き現地調査報告	(略)														
(9)~(14) (略)	(略)	(9)~(14) (略)	(略)												

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5の2 (略)

第6 特定加入者回線に係る端末設備等使用料

1 適用

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
(1) <u>特定加入者回線に係る端末設備等の提供に係る料金の適用</u>	<p><u>ア</u> 当社は特定加入者回線(光コラボレーションモデルに関する契約に係るものを除きます。以下本欄において同じとします。)に係るIP通信網契約者について、特定加入者回線ごとに端末設備の提供等に係る料金を適用します。</p> <p><u>イ</u> 端末設備に関する料金は、端末設備使用料の基本料を適用します。</p> <p><u>ウ</u> 当社は、端末設備の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>
(2) <u>削除</u>	<u>削除</u>

2 端末設備使用料

2-1 基本料

1 装置ごとに月額

<u>区 分</u>	<u>料金額</u>
<u>NTT東日本株式会社に係るもの</u>	
<u>配線設備多重装置(特定加入者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において共通編別記2の(1)の特定協定事業者の提供する電話サービス</u>	<u>PNA方式によるもの</u> 350円 (385円)
	<u>VDSL方式によるもの</u> 350円 (385円) <u>最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</u>

2 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1～第5の2 (略)

第6 削除

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2026年3月1日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

ス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とオープンコンピュータ通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置。以下同じとします。)		最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	350円 (385円)
---	--	-------------------------------	----------------

NTT西日本株式会社に係るもの

配線設備多重装置	第6種契約のメニュー-Bに係るもの	50Mb/sタイプ	400円 (440円)
		70Mb/sタイプ	450円 (495円)
		100Mb/sタイプ	500円 (550円)
	第6種契約のメニュー-Nに係るもの		600円 (660円)

備考

- 配線設備多重装置の提供を受ける第6種契約者は、その第6種契約者が属する契約者グループごとに、上記のいずれか1つを選択していただけます。
- 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 配線設備多重装置を用いた通信の伝送速度については、特定協定事業者の定めるところによります。

2-2 削除

3 端末設備の提供等に関する工事費

ア 特定加入者回線がNTT東日本株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する 実費

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年3月1日現在
～2026年2月28日		2026年3月1日～

備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。

イ 特定加入者回線がNTT西日本株式会社に係るもの

	単 位	工事費の額
端末設備の提供に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する 実費

備考 配線設備多重装置の提供等に関する工事における訪問時刻指定工事費等については、そのオープンコンピュータ通信網サービスに係る工事の施工内容に応じて、料金表第2表（工事に関する費用）の規定に準じて取り扱います。

第6の2～第13 (略)

料金表別表1～3 (略)

第6の2～第13 (略)

料金表別表1～3 (略)